

第9回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年2月24日（水） 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 9 名・欠席 4 名			
	×	1 番 藤原 健祐		○ 6 番 佐藤 良一	○ 刈谷 哲二	○ 邑田 昌平	○ 田村 泰富		
	○	2 番 田村 和弘		○ 7 番 横畠 悦子	×	田村 克郎	○ 眞辺 忠志	×	織田 敦全
	×	3 番 森田 有紀		○ 8 番 横畠 増吉	○ 田村 宮幸	×	澤村 重隆	○ 北添 秀紀	
	○	4 番 氏原 延		○ 9 番 北添 正男	○ 森 正彦	×	山口 修二		
	○	5 番 田村 公史			○ 野村 隆博	○ 伊藤 洋章			

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程	第 1 開	会
	同	第 2 議事録署名委員選任	
	同	第 3 報	告
	同	第 4 議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 非農地証明願に関する件

第 3 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第9回農業委員会定例総会を開会します。

本日は1番 藤原 健祐 委員と 3番 森田 有紀 委員、農地利用最適化推進委員の田村 克郎 委員、澤村 重隆 委員、山口 修二 委員、織田 敦全 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番 氏原 延 委員と5番 田村 公史 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、9日に経営開始型交付金の面談が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しています。

16日には経営開始型給付金の圃場確認が町内各地であり、事務局より前田が出席しています。

17日には農業委員会活動交流集会が高知城ホールで開催され、事務局より前田が出席しています。

18日には第9回佐川町農業関係機関打合会と経営開始型交付金の中間評価が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しています。

24日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■■さん。借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■■。地目は田で、面積が1,033㎡。契約の内容は令

和3年6月1日から令和8年3月31日までの4年10ヶ月間の利用権設定で、受付日が令和3年2月8日、解約日が令和3年2月4日となります。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届7件について報告します。

14番が、貸し手が[]の[]さん。借り手が[]の[]さん。土地の所在が東組字[]番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1, 558㎡。契約の内容は平成29年3月1日から令和4年2月28日までの5年間の利用権設定で、受付日が令和3年1月28日、解約日が令和3年1月24日となっています。

15番から18番につきましては、借り手や契約内容が一緒なので一括して報告します。

15番は、貸し手が[]の[]さん。土地の所在が字[]番 他1筆。地目が田で面積が合計で1, 976㎡。

16番は、貸し手が[]の[]さん。土地の所在が字[]番。地目が田で、面積が482㎡。

17番は、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]の[]さん。土地の所在が字[]番。地目が田で、面積が2, 259㎡。

18番は、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]の[]さん。土地の所在が字[]

■■■■番 他1筆。地目が田で、面積が合計で1, 101 m²。

15番から18番の借り手が、■■■■の■■■■さん。契約の内容は、令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間の利用権設定で、受付日が令和3年1月29日。解約日が令和3年2月1日となります。

19番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■他1筆。地目は田で、面積が合計で3, 162 m²。契約の内容は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間の利用権設定で、受付日が令和3年2月1日、解約日が令和3年1月31日となります。

20番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が1, 477 m²。契約の内容は平成25年5月1日から令和5年4月30日までの10年間の利用権設定で、受付日が令和3年2月2日、解約日が令和3年1月31日となります。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書4件について報告します。

88番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が庄田字■■■■番■■■■他9筆。地目は田が7筆、畑が3筆で、面積が合計で5, 635 m²。受付日・受理日ともに令和3年1月13日。権利取得日が令和2年5月27日で、取得事由が相続となっています。

89番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が字[]番[] 他4筆。地目は田で、面積が合計で3,310㎡。受付日・受理日ともに令和3年1月22日。権利取得日が平成23年4月26日で、取得事由が相続となっています。

90番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が中組字[]番[]。地目は畑で、面積が503㎡。受付日・受理日ともに令和3年1月25日。権利取得日が令和2年9月23日で、取得事由が相続となっています。

91番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が中組字[]番[] 他2筆。地目は畑で、面積が合計で1,754㎡。受付日・受理日ともに令和3年1月25日。権利取得日が平成24年7月12日で、取得事由が相続となっています。

つづきまして、報告事項5. 耕作証明願1件について報告します。

届出人が[]の[]さん。土地の所在が、字[]番[]。地目は畑で、面積が953㎡。耕作証明願の目的は、農地法第3条の申請の為となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

届出人は約１０年前から亡父名義の農地を耕作していることを確認しました。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

５番田村委員

確認事項３．賃貸借解約届の中で、昨年利用権を設定したばかりの農地があるが、これはこういったことか。

事務局（前田主任）

賃料が変更となったことに伴い、再度利用権設定を結び直す為に解約届が出てきています。

議長（北添会長）

他に質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第１号議案 農地法第３条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第１号議案農地法第３条に関する件６件を説明します。

３６番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番 他２筆。地目は田が１筆と畑が２筆で、面積が合計で８２７㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

37番が、譲渡人が■の■■■さん、譲受人が■の■■■さん。土地の所在が東組字■■■番。地目は田で、面積が764㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は40万円となっています。

38番が、譲渡人が■の■■■さん、譲受人が■の■■■さん。土地の所在が東組字■■番。地目は畑で、面積が73㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は20万円となっています。

39番が、譲渡人が■の■■■さん、譲受人が■の■■■さん。土地の所在が字■■■番。地目は畑で、面積が612㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

40番が、譲渡人が■の■■■さん、譲受人が■の■■■さん。土地の所在が中組字■■■番。他2筆。地目は畑で、面積が合計で1,754㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は3筆で100万円となっています。

41番が、譲渡人が■の■■■さん、譲受人が■の■■■さん。土地の所在が東組字■■■番。他1筆。地目は田と畑で、面積が合計で1,626㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は2筆で120万円となっています。

41番以外は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

３６番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■と■■■■の間ぐらにある３筆です。

譲受人はショウガを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有し、また、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

３７番について報告します。申請地は■■■■、■■■■にある■■■■を西に２００ｍほど進んだ左側の田圃です。

譲渡を受ける土地では野菜及び水稻を臨機に栽培するとのことで、地域との調和要件も満たし、農機具類も所有しており、問題ありません。

つづきまして、３８番について報告します。申請地は■■■■にあり、譲渡人宅から北東に８０ｍほどにある畑です。

譲渡を受ける土地では野菜を栽培するとのことで、農機具類も所有し、地域との調和要件も全て満たしており、問題ありません。

田村宮幸推進委員

３９番について報告します。申請地は■■■■集落の■■■■にあり、■■■■近くです。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家で、申請地では柿等を栽培する予定とのことです。農機具は弟のを使用しています。世帯の経営状況にも問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

邑田推進委員

40番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より南に50m行った右側の土地が申請地です。

譲受人は全ての農地を耕作しており、農機具等も所有し、譲渡を受ける土地については野菜を栽培するとのことで、世帯の経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

森推進委員

41番について報告します。申請地は■■■■から東へ約100m、■■■■の南に沿っている。

申請地は数年耕作はされず、管理もされていない。

譲受人は申請地の隣に住んでいて、刈り払い機以外は所有していないが、作業委託等で水稻を作付けする予定とのこと。

地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第２号議案非農地証明願に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案非農地証明願に関する件３件について説明します。

１１番は、申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番。地目が畑で、面積が１９６㎡。利用状況は、昭和６３年頃より駐車場及び庭として利用しているとのことです。

１２番は、申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番■■。地目が畑で、面積が５０３㎡。利用状況は、元々宅地であったが、その後も農地としての利用はなく雑種地であるとのことです。

１３番は、申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番■■。地目が畑で、面積が５２５㎡。利用状況は、一部物置があり、２０年以上耕作しておらず雑種地であるとのことです。

１１番は行政書士の濱田洋光さんが、その他は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

4 番氏原委員

11 番について報告します。申請地は30年以上前に耕作を放棄し、現在は駐車場（車庫）及び住宅の庭として利用しています。佐川町農業委員会現況証明（非農地証明）事務取扱要綱第6条に該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

邑田推進委員

12 番について報告します。申請地は元宅地であったが農地として利用はなく、現在は雑種地となっている。佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第6条（5）に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

7 番横畠委員

13 番について報告します。申請地は20年以上前に耕作を放棄し、現在は雑種地となっています。佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第6条（3）に該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

今回は委員からの申請がありますので、183番から197番までを審議してから、198番、199番を審議。その後、200番を審議してから、201番以降を審査します。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画（2月分）22件中15件について説明します。

183番は、貸し手が■の■■■■さん、借り手が■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は田で、面積が2,418㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が60kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

184番は、貸し手が■の■■■■さん、借り手が■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番 他2筆。地目は田で、面積が合計で6,286㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が1筆で玄米60kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

185番は、貸し手が■の■■■■さん、借り手が■の■■■■さん。土地の所在

が、本郷字■■■■番 他2筆。地目は田で、面積が合計で1, 718㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

186番は、貸し手が■■の■■■さん、借り手が■■の■■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■。地目は田で、面積が1, 261㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

187番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■の■■■■■さん、借り手が■■の■■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■。地目は田で、面積が1, 757㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

188番は、貸し手が■■の■■■■■さん、借り手が■■の■■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■。地目は畑で、面積が1, 263㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は野菜。設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

189番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■の■■■■■さん、借り手が■■の■■■■■さん

土地の所在が、字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1, 505㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が全体で米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

190番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、ニツ野字■■■■番 他1筆。地目は畑で、面積が合計で4, 667㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり1万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年3月1日から令和23年3月31日までの20年1ヶ月間です。

191番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他2筆。地目は田で、面積が合計で2, 103㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり6千円。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

192番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。地目は田で、面積が1, 451㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が玄米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

193番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■

■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■ 他2筆。地目は田で、面積が合計で3, 778 m²。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は黄金錦。設定期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

194番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1, 976 m²。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり6万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

195番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は田で、面積が2, 259 m²。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり6万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

196番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は田で、面積が482 m²。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり6万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

197番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■さん、借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,101㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり6万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

183番と184番についてまとめて報告します。申請地は■■■集落の南100m、■■■集落の西100mから150mのところにある水田です。

借受人は水稻を耕作する兼業農家で、申請地では飼料米を耕作する予定とのことです。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

6番佐藤委員

185番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■から■■■方向に250m位行ったところの左側の水田、そして50m行ったところの右側の水田が申請地です。現在は耕した状態です。

貸付人は■■■の方で、借受人は■■■■■■■■■■の方で、借り受けた土地は水稻を栽培するそうです。機械等所有し、経営状況も良く、地域との調和要件も全て満たしており、問題はありません。

事務局（森田局長）

186番について、確認委員である田村克郎推進委員に代わり報告書を代読させていただきます。申請

われるところで、■■■■■に接した茶畑2筆です。申請地ではお茶を伐開し、ショウガを栽培することです。

借受人はショウガを栽培する中核農家で、農機具類も所有され、地域との調和要件も特に問題ありません。

事務局（森田局長）

191番について、確認委員である田村克郎推進委員に代わり報告書を代読させていただきます。申請地は■■■集落にあり、■■■番が区画整理された水田の中央付近にあり、■■■番が貸付人の自宅の南側の真ん前にあり、■■■番が区画整理された水田の北の端の堤防沿いにあります。現在の状況は、■■■番だけトラクターで耕耘された状態で、残りの2筆は稲株が残った状態です。申請地では水稻を栽培することです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

192番について報告します。申請地は■■■■■の西側で、■■■■■の■■■にあり、農業用倉庫のある北側に位置します。

利用権の設定を受ける者は水稻を栽培することと、農機具所持ほか、調和要件を全て満たしていることから何も問題ありません。

事務局（森田局長）

194番から197番について、確認委員である田村克郎推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

１９４番から１９７番につきましては、１０月の定例総会で承認された案件の、賃借料が反当たり５万円から６万円に変更されたことによる申請である為、特に問題はありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第３号議案の１８３番から１９７番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第３号議案の１８３番から１９７番については原案のとおり承認するととし、町長に回答することに決しました。つづきまして、第３号議案の１９８番と１９９番について議題とします。
森推進委員の退席を求めます。

【森推進委員退席】

議長（北添会長）

森推進委員が退席しましたので、１９８番と１９９番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、１９８番と１９９番について説明します。

１９８番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■ 他２筆。地目は田で、面積が合計で３，０８１㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和３年３月１日から令和８年３月３１日までの５年１ヶ月間です。

１９９番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■。地目は田で、面積が１，２２６㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和３年３月１日から令和８年３月３１日までの５年１ヶ月間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

１９８番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の南隣にある水田３筆です。借受人は主に水稻を耕作する■■■■で、申請地では飼料米を耕作する予定とのこと、農機具類も所有し、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

１９９番について報告します。申請地は■■■■に架かる■■■■南東にあり、折れ曲がった川の内角の

場所です。

利用権の設定を受ける者は[REDACTED]であり、飼料米を栽培するとのことです。農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の198番と198番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案の198番と198番については原案のとおり承認するとし、町長に回答することに決しました。つづきまして、第3号議案の200番について議題とします。

森推進委員の着席を求めます。

【森推進委員着席】

議長（北添会長）

森推進委員が着席しましたので、200番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、２００番について説明します。

貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■■■他７筆。地目は田で、面積が合計で４，０３２㎡。

使用貸借権の再設定で、作付予定は水稻。設定期間が令和３年３月１日から令和８年２月２８日までの５年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

４番氏原委員

２００番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の■■■■から■■■■にかかる住宅地の右下にある田で、段々と川をまたいで貸付人の家の近くにです。

借受人は主に水稻とショウガを栽培する専業農家で、申請地では水稻とショウガを少し栽培する予定とことです。農機具類も所有し、また生体の経営状況にも問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

森推進委員

１９３番について報告します。■■■■は■■■■、■■■■から東へ約１００ｍ、■■■■北側沿いにある。■■■■は■■■■集落南側の■■■■沿いにある。■■■■は■■■■の東方約２００ｍ■■■■の北側にある。申請地は水稻と野菜（■■■■）が栽培されている。

借受人は農機具も所有しており問題ありません。周囲との調和条件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の200番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案の200番は原案のとおり承認するとし、町長に回答することに決しました。つづきまして、第3号議案の201番から204番について議題とします。

森推進委員の退席を求めます。

【森推進委員退席】

議長（北添会長）

森推進委員が退席しましたので、201番から204番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、201番から204番について説明します。

201番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番■■。地目は畑で、面積が合計で1, 147㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和３年３月１日から令和８年３月３１日までの５年１ヶ月間です。

２０２番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■。地目は田で、面積が１，８０７㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和３年３月１日から令和８年３月３１日までの５年１ヶ月間です。

２０３番は、貸し手が■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番 他１筆。地目は畑で、面積が合計で２，３０３㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和３年３月１日から令和８年３月３１日までの５年１ヶ月間です。

２０４番は、貸し手が■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は田で、面積が１，１６７㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和３年３月１日から令和８年３月３１日までの５年１ヶ月間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

邑田推進委員

201番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より西に30m行った左側の土地が申請地で、田畑では水稻を耕作するとのことです。

借受人は[]で、農機具等も所有し、経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

2 番田村委員

202番について報告します。申請地は[]集落の[]、東の[]の田です。

借受人は主に飼料米を耕作する[]で、申請地では飼料米を栽培することです。借受人は農機具類も所有しており、[]の経営状況、地域との調和も問題ありません。

現在申請地の状態は次作の準備の為、雑草を焼却した状態です。

眞辺推進委員

203番について報告します。申請地の東組字[REDACTED]番は[REDACTED]から東方向に200mほど進んだ地点から南に約50mの場所です。また、[REDACTED]番は200m地点からさらに100mほど東に進み、南に約50mの場所です。

利用権の設定を受ける者は[REDACTED]であり、飼料米を栽培するとのことです。農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており、何も問題ありません。

野村推進委員

204番について報告します。申請地は[]集落入り口東20m、[]沿いにある水田です。借受人は主に水稻を耕作する[]で、申請地では飼料米を耕作する予定とのこと。

です。農機具類も所有し、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の201番から204番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案の201番から204番については原案のとおり承認するととし、町長に回答することに決しました。

森推進委員の着席を求めます。

【森推進委員着席】

その他に移ります。

1. 農地利用意向調査の回収についてに移ります。事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

８～９月にかけて皆さんに実施していただいた農地一筆調査の結果を基に、１０２名の方に農地利用意向調査を１月１３日に発送しました。締め切りは１月２９日までとし、２月１９日の段階で７３名の方からお返事をいただいています。

委員の皆様にご協力いただく回収数につきましては、議案書に記載しているとおriとなります。具体的な情報については、各委員の皆様の封筒に同封していますので、回収をよろしく願います。

事務局（前田主任）

つづきまして、２．営農意向調査及び佐川町の農業の将来に関する調査の返送状況について説明します
先月の総会でもお話ししました、「営農意向調査及び佐川町の農業の将来に関する調査」を２月５日から順次発送しました。

調査対象は、佐川町在住の１反以上経営する農家世帯で、経営面積に関しては農家台帳上で把握している面積となっています。

人・農地プラン策定地区から優先して発送するように考えていましたが、最終的には全世帯１，４０８世帯へ発送いたしました。

２月１９日段階での回答数は２４４で、回答率は約１９％となっています。

４月以降の回収の際は、またご協力をお願いします。

議長（北添会長）

その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第９回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は３月

29日、月曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
